

議案第 31 号

守谷市図書館協議会設置条例の一部を改正する条例

守谷市図書館協議会設置条例（平成 7 年守谷町条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「守谷市立図書館」の次に「及び守谷市立図書館分室」を加え、「図書館」を「図書館等」に改める。

第 2 条中「図書館の」を「図書館等の」に改める。

第 3 条中「並びに学識経験のある者」を「，学識経験のある者並びに公募に応じた者」に、「任命」を「委嘱」に改める。

第 7 条中「中央図書館」を「生涯学習課」に改める。

附 則

この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

平成 28 年 3 月 9 日 提 出

守谷市長 会 田 真 一

平成 年 月 日 原案 決

議案	頁数
31 号	1

提案理由（議案第 3 1 号）

提案の理由を申し上げます。

協議会の効果的かつ機能的な運営に資するため、委員の公募制を導入すること並びに指定管理者制度の導入に伴い、条文中の文言の整理及び庶務担当課の変更を行うため、条例の一部を改正するものです。

よろしく御審議の上、御決議のほどお願いいたします。

議案	页数
3 1 号	2

守谷市図書館協議会設置条例新旧対照表

改 正	現 行
<p>(設置) 第1条 守谷市立図書館及び守谷市立図書館分室(以下「<u>図書館等</u>」という。)の適正な運営を図るため、図書館法(昭和25年法律第118号)第14条第1項の規定に基づき、守谷市図書館協議会(以下「協議会」という。)を置く。</p> <p>(所掌事項) 第2条 協議会は、<u>図書館等の運営</u>に関し守谷市立図書館長(以下「館長」という。)の諮問に応ずるとともに、図書館の行う図書館奉仕につき、館長に対して意見を述べることができる。</p> <p>(組織) 第3条 協議会の委員(以下「委員」という。)の定数は10人以内とし、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者、<u>学識経験のある者並びに公募に応じた者</u>の中から、教育委員会が委嘱する。</p> <p>(庶務) 第7条 協議会の庶務は、<u>生涯学習課</u>において処理する。</p>	<p>(設置) 第1条 守谷市立図書館_____ (以下「<u>図書館</u>」という。)の適正な運営を図るため、図書館法(昭和25年法律第118号)第14条第1項の規定に基づき、守谷市図書館協議会(以下「協議会」という。)を置く。</p> <p>(所掌事項) 第2条 協議会は、<u>図書館</u>の運営に関し守谷市立図書館長(以下「館長」という。)の諮問に応ずるとともに、図書館の行う図書館奉仕につき、館長に対して意見を述べることができる。</p> <p>(組織) 第3条 協議会の委員(以下「委員」という。)の定数は10人以内とし、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者<u>並びに学識経験のある者</u>_____の中から、教育委員会が<u>任命</u>する。</p> <p>(庶務) 第7条 協議会の庶務は、<u>中央図書館</u>において処理する。</p>

31号	議案
3	頁数